

小城市立牛津中学校「いじめ防止基本方針」

H 3 1 . 4 . 1

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、楽しく豊かな学校生活を送ることができるいじめのない学校をつくるため、いじめ防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

①学校におけるいじめの防止

(ア) 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。

(イ) 生徒、教職員の人権感覚を高めます。

(ウ) 生徒と生徒、生徒と教員をはじめとする学校における温かな人間関係を築きます。

(エ) いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。

(オ) いじめの問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

②いじめを未然に防止するために

(ア) 生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくり（居場所づくり）を行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。

(イ) わかる授業を行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。（授業づくり）

(ウ) 思いやりの心や生徒一人一人がかけがいの存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級活動の時間を通して育む。

(エ) 「いじめは決して許されないこと」という認識を生徒が持つよう、さまざまな活動の中で指導する。

(オ) 見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、他の先生や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。

その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。

(カ) 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。

③「いじめ」早期発見にむけて

- (ア) 生徒の様子を、担任をはじめ多くの教職員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。様子に変化が感じられる生徒には、積極的に声かけを行い、生徒に安心感を持たせる。
- (イ) アンケート調査等を活用し、生徒の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、生徒との信頼関係を深める。
- (ウ) いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えていく。
- ・スクールカウンセラーの活用
 - ・心の教室相談員の活用
 - ・いじめ相談窓口の設置
- (エ) 生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

①いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」(22条委員会)の設置

- (ア) いじめ・体罰等対策委員会要綱により、いじめ・体罰等対策委員会を設置する。

〈委員〉

校長、教頭、指導教諭、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任等

〈拡大委員〉

校長、教頭、指導教諭、生徒指導主事、学校評議員等

〈活動〉

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）に基づくいじめの調査、解消及び再発防止に関すること。

- (イ) いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援といじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめ関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び小城警察署等と連携して対処する。